

新たな託送料金制度の詳細設計の検討について

(趣旨)

今般改正された電気事業法において、託送料金制度（収入上限を定期的に承認し、その範囲内で託送料金を設定する制度）が導入されることとなり、当該制度設計に係る詳細検討を電力・ガス取引監視等委員会にて行うことが資源エネルギー庁の審議会において整理された。

それを踏まえ、今後、電力・ガス取引監視等委員会では、小売料金、託送料金の審査に関する専門的な審議を実施してきた「料金審査専門会合」を、託送料金制度の詳細設計に関する専門的な審議を行うため「料金制度専門会合」に改組し、必要な検討を進めていくことについて、ご審議いただく。

1. 背景

第201回通常国会において、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、託送料金制度（収入上限を定期的に承認し、その範囲内で託送料金を設定する制度）が導入されることとなった。

今後、一般送配電事業者に必要な設備投資を確実に計画・実施させるとともに、そうした設備投資がより能率的に行われるように、その制度設計の詳細を検討していくことが重要となる。

この託送料金制度の詳細設計については、託送料金審査や事後評価を通じて専門的な知見を有する当委員会が積極的に検討していくことが必要と考えられ、また、本日（7月20日）開催された資源エネルギー庁の持続可能な電力システム構築小委員会において、電力・ガス取引監視等委員会と資源エネルギー庁が連携して詳細検討を行うものとされた。

2. 改組

これらの状況を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会の下部組織として小売料金、託送料金の審査等を議論する場となってきた料金審査専門会合を、料金制度専門会合に改組し、託送料金制度の詳細設計について議論することとしてはどうか。

3. 構成員及び座長の指名

専門会合の構成員は、委員と経済産業大臣が任命する専門委員のうち、委員長が指名した者により構成され、専門会合の座長は委員長が指名することとされている。本専門会合については別添の者を指名してはどうか。

(別添)

料金制度専門会合

委員名簿（案）

(敬称略、五十音順)

<座長>（専門委員）

山内 弘隆 一橋大学大学院経営管理研究科 特任教授

<委員>

北本 佳永子 EY 新日本有限責任監査法人 常務理事 シニアパートナー公認会計士

圓尾 雅則 SMBC 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

<専門委員>

岩船 由美子 東京大学生産技術研究所 特任教授

男澤 江利子 有限責任監査法人トーマツ パートナー

梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

川合 弘造 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会名誉顧問

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&パートナー

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

※審議に当たっては、関係省庁、消費者庁、消費者団体、日本商工会議所、電力会社及び新電力がオブザーバーとして参加予定。